

平成30年 第7回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年7月25日(水)

## 平成30年 第7回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年7月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局係長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	×
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第7回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号11番 和田山 玉彦 委員 議席番号12番 紙田 晴夫 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第23号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。 1番ですが、上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇△△△ 86㎡、地目は畑、転用目的は貸駐車場、申請人の職業は駐車場経営、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は神保原駅近傍に位置し、周辺も駅利用者等の貸駐車場として利用されており、貸駐車場としての需要もあることから申請するものです。</p>
	<p>議 長  橋爪 一松 委員</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。  1番について  問題ありません。</p>

日程第3 議案第24号 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から11番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 東京都〇〇市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外1筆 185㎡、地目は田、権利内容は 売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅1棟、譲受人の職業は不動産業、形態は新設、申請地は農 業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地付近には大型スーパーがあ り、また国道17号に近く交通の利便性がよく、住宅需要が見込まれるため申請するものです。 2番ですが、借人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏で す。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外4筆、1214㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使 用貸借権設定、転用目的は太陽光発電施設、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外で あり、第3種農地です。宅地に接続しています。申請地に太陽光発電設備を設置して、新規に売電を行うた め申請するものです。 3番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 朝霞市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 332㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有 権移転、転用目的は駐車場、譲受人の職業は組立検査・梱包業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であ

		<p>り、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人の事業所は敷地が狭く、駐車スペースを確保することが困難なため、駐車場の拡張を申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 285㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 182㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったため申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 美里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 431㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>7番ですが、譲受人 深谷市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 605㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業はコンビニ経営、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>8番ですが、譲受人 深谷市〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 892㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は事務所長屋住宅、譲受人の職業はコンビニ経営、形態は新設、申請地は農業</p>
--	--	---

	<p>議 長</p> <p>根岸 好行 委員</p>	<p>振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人はコンビニを複数店舗経営しており、1階に事務所・倉庫を建設し、また土地利用の有効利用として、2階にアパートを建設するため申請するものです。</p> <p>9番ですが、借人 鶴ヶ島市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外1筆 494㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。借人は現在借家暮らしをしており、自己用住宅を建設するため申請するものです。</p> <p>10番ですが、譲受人 群馬県〇〇市〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外1筆 1,001㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅15棟、譲受人の職業は建設業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。隣接する台帳地目山林・宅地と一体利用で、合計4,459㎡の転用です。申請地付近にはショッピングセンター等があり、住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>11番ですが、賃借人 群馬県〇〇市〇〇△△△ (株)〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 656㎡、地目は畑、権利内容は7か月間の賃貸借権設定、転用目的は工事車両・資材置場、賃借人の職業は建設業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。保育園の改築工事に伴い、工事車両及び資材置場が必要なため申請するものです。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 住宅地の中であり、問題ありません。</p>
--	----------------------------	--

藤島 廣二 委員	2番について 人家が近い為、子どもが侵入しないか注意が必要かと思われます。問題ありません。
根岸 好行 委員	3番について 問題ありません。
橋爪 一松 委員	4番・5番について 周りは住宅地ですので、問題ありません。
石関 準一 委員	6番について 問題ありません。
黒澤 順子 委員	7番・8番について 周りは宅地であります。問題ありません。
橋爪 一松 委員	9番について 周りは人家であります。親子での使用貸借ですので、問題ないかと思えます。
坂本 克次 委員	10番について 問題ありません。
板垣 幸一 委員	11番について 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。

[閉 会]	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。



上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年7月25日

議 長

印

(和田山 玉彦 委員)

署 名 人

印

(紙田 晴夫 委員)

署 名 人

印